

答 申 第 71号
平成21年3月5日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年6月19日付け諮問第2号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県立盲・聾・養護学校の平成18年度の学校運営に係る提言シート

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「兵庫県立盲・聾・養護学校の平成18年度の学校運営に係る提言シート」を部分公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成19年5月2日付けで行った部分公開決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件公文書の部分公開決定において、「学校名」、「記入者職名」及び「氏名」が非公開となっているので、記入者個人のプライバシーは侵さないし、「その他(自由記載欄)」(以下「自由記載欄」という。)を公開しても、記入者個人の権利利益を侵害するおそれ又は提言内容に影響を及ぼすおそれはない。

(2) 学校運営につき、公開したとしても、公務運営上差し支えるものと差し支えないものがあると思料するので、具体的な内容により判断すべきで、自由記載欄を一律に非公開とするのはおかしい。

第3 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

(1) 本件公文書は、兵庫県内の公立学校に勤務する教職員を対象に兵庫県教育委員会（以下「県教委」という。）が提出を受けた「学校運営に係る提言シート」（以下「提言シート」という。）のうち、平成 18 年度の県立盲・聾・養護学校に係る提言シートである。

(2) 提言シートの記載項目は、「提出日」、「学校名」、「記入者職名・氏名」、「各着眼点に関する評価」及び「自由記載欄」である。

(3) 実施機関では、これまでの勤務評定制度を再構築し、平成 18 年度から新しい教職員人事評価・育成システムを試行しており、提言シートは当該システムの一部として位置づけられている。

当該システムは、教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うこと等を通じて、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的としており、特に提言シートを導入したねらいは、学校組織の運営をより良いものとしていくため、教職員から学校運営の充実・改善のための意見を実施機関が聴取し、校長の学校運営を支援することにある。

2 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 6 条第 6 号の該当性

(1) 本件公文書において非公開とした「学校名」、「記入者職名・氏名」及び「自由記載欄」を公開して、誰がどのような意見・提言を記載したかが明らかになると、教職員が自由な意見・提言を記入することに心理的な負担を感じ、提言シートに記入することを躊躇してしまうことが予想される。

そうなれば、学校現場の実情に沿った踏み込んだ提言を得ることが困難になり、校長の学校運営を支援し、より良いものにするという、提言シートのもつ本来の趣旨目的が達成されなくなることが十分に考えられる。

(2) また、「学校名」及び「記入者職名・氏名」を非公開としたままで、「自由記載欄」を公開すれば、記入者が具体的な提言をすればするほど、当該学

校の校長等が見れば、提言内容から記入者が推定されてしまうことにより、心理的な負担を感じ提言シートの趣旨に沿った意見聴取が困難になるおそれがある。

- (3) よって、本件公文書の「学校名」、「記入者職名・氏名」及び「自由記載欄」を公開すると、提言シート及び教職員人事評価育成システムの運用事務に支障が生じることから、条例第6条第6号に該当する。

第4 審査会の判断

1 条例第6条第6号の該当性

実施機関は、本件公文書が条例第6条第6号に該当するとして非公開としていくことから、以下検討する。

- (1) 異議申立ての理由から、異議申立人は、本件公文書の非公開部分のうち、自由記載欄の公開又は部分的な公開を求めているものであると解される。
- (2) 実施機関によると、提言シートを導入した目的は、教職員からの学校運営の充実・改善のための忌憚のない意見を実施機関が聴取し、それらを参考として、校長のより良い学校運営に向けた取組みを支援しようとするものである。

このような提言シートのねらいに鑑みれば、作成者である教職員に忌憚のない意見を記載させることが必要である。

- (3) 学校名及び記入者職名・氏名を非公開としても、自由記載欄の内容が公開されれば、作成者が属する学校の上司及び同僚であれば、その筆跡又は内容から作成者を特定しうることも十分に考えられる。その結果、ありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始するなど記載内容が形がい化、空洞化し、あるいは、提出を控えるなどにより、校長の学校運営を支援するという目的を達することができなくなる。

また、実施機関が個々の教職員に対して自由に意見を記入して提出する制度を導入しながら、提出物は誰にでも情報公開されるのであれば、意見の記

入者に対する一定の評価やイメージが第三者によって形成されることによる、心理的その他の負担を教職員に負わせてしまうこととなる。

個人に負担をかける場合は、あらかじめ、そのような場合があることが、客観的な枠組みとして明らかになっていないと、制度に対する不信感が生じる点をも十分に考慮することが必要である。

(4) によって、本件公文書を公開することにより、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと解されるので、条例第6条第6号に該当するものと考えられる。

2 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
19. 6. 19	・ 諮問書の受領
19. 7. 5	・ 諮問庁の意見書の受領
20.11. 18 (第201回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
20.12. 12 (第202回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
21. 2. 27 (第204回審査会)	・ 審議
21. 3. 5	・ 答申